

埼玉県地域クラブ活動推進計画 概要版

(令和6年3月)

I 計画策定の背景

- ▶進展する少子化や学校の働き方改革を背景に、学校部活動を従来どおり実施・運営することが困難になりつつある
 - ・生徒数減 部活動数減 人数が集まらない チームが組めない 生徒にとってやりたい部活がない
 - ・部活動の指導が教員の時間外勤務の一因 専門的な指導ができる顧問が少ない
- ▶中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を実現するため、学校と地域との連携により新たに地域クラブ活動を整備する必要がある

II-1 計画の位置付け

- ▶令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、各都道府県は推進計画の策定等により、中学校の休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めると示されたことを受け策定する計画

II-2 計画期間

- ▶国が改革推進期間と位置付ける令和5年度から令和7年度までの3年間

II-3 地域スポーツ・文化芸術環境の方針

- ▶「埼玉県スポーツ推進計画」「埼玉県文化芸術振興計画」との関連性を踏まえる
- ▶県民誰もが自分に合ったスポーツ・文化芸術に親しむ機会が確保されるよう地域における環境の充実に推進する

II-4 見込まれる効果

- ▶生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保により、心身の健全育成につながる
- ▶地域の実情に応じた地域クラブ活動の推進により、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術環境となる

III 県取組

1 関係者間の連携体制の構築等

- ・協議会の設置による地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等との連携のための情報共有や連絡調整
- ・関係者からの意見や生徒等へのアンケートなどの活用による緊密な連携

2 関係団体等との連携

(1) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携

- ・地域クラブ活動の実施主体や指導者の確保及び関係者の理解促進等における連携・協力による効果的な支援の取組の検討・実施

(2) 大会等主催団体との連携

- ・大会等への地域クラブによる参加の受入の促進

3 県民・関係者等の理解促進

(1) 地域ミーティング、シンポジウムの開催等

- ・地域クラブ活動の概要説明、各市町村における取組の紹介、有識者等による講演、参会者との意見交換等の実施

(2) ポスターの掲示、リーフレットの配布等

- ・市町村立小中学校、市町村立公共施設、県立公共施設、競技団体・スポーツ団体等への広報

4 指導者の質の保障と量の確保

(1) 指導者向け研修機会等の提供

- ・指導者の資質向上を図るための体罰防止等のコンプライアンスに係る研修機会等の提供

(2) 指導者人材バンク等の周知

- ・退職教師等を活用した広域にわたる指導者人材バンクの周知などによる地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置支援

5 教師等の兼職兼業

- ・地域クラブでの指導を希望する教師等の適切な従事のための、兼職兼業に係る基準や手続き等の運営団体・実施主体への周知

6 保護者等の負担軽減

(1) 地域クラブ活動による県立学校施設等の利用に関する支援

- ・県立学校施設の開放拡大の検討など、利用しやすい環境の充実

(2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知

- ・企業からの寄附や企業版ふるさと納税の活用等の保護者の費用負担軽減につながる手法の周知

(3) 国に対する生活困窮家庭等への支援の要望

- ・経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用に対する支援等についての国への要望

7 市町村の取組の支援

(1) 県が実施する実証事業等の情報提供

- ・民間クラブ等における実証事業や県立中学校における実証事業等を通して得られた成果や課題等の提供

(2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供

- ・地域ミーティングの開催などによる地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供

(3) 県内市町村や民間クラブ、他県の好事例等の提供

- ・県内市町村や民間クラブ、他県等における先行事例や好事例等の情報提供

(4) 市町村に対する必要な助言、支援

- ・各市町村による地域の状況に応じた取組への必要な助言や支援